

第2期(仮)(案)

北本市教育振興基本計画

～共に学び 未来を拓く 北本の教育～

（平成 30 年度～平成 34 年度）



平成 30 年 2 月

北本市教育委員会

北本市教育振興基本計画とは

○教育基本法に基づく、北本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定した計画です。

○北本市全般の総合的な計画である「第五次北本市総合振興計画」との関係性と、「北本市教育施策大綱」との連動性を踏まえた、教育行政分野における計画です。

○第2期計画の計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間です。

○第2期計画では、第1期計画（25年度～29年度）の成果や課題を明らかにし、引き続き、中期的な視点に立って、教育に関する課題を解決するとともに、未来を積極的に切り拓いていく人間を育成する観点から策定した計画です。

基本理念

共に学び 未来を拓く 北本の教育

～第1期計画で掲げた、この色あせることのない基本理念を、第2期計画でも掲げます～

先行きが不透明な社会の中で、北本の子供たちが夢と志を持ち、困難な時代を乗り越えるため、基礎的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して、自らの人生を切り拓き、たくましく生きるための力をはぐくみ、豊かな人間関係を築きながら、幸福な生涯を実現するとともに、北本市の将来を担い、社会の中で役割を果たすことのできる人材を育成するため、本市の教育行政を進めていく上での基本的な考え方として、上記の基本理念を掲げます。

基本目標

- I 確かな学力と自立する力の育成
- II 豊かな心と健やかな体の育成
- III 質の高い学校教育の推進
- IV 家庭・地域の教育力の向上
- V 生涯学習の支援
- VI 文化財保護の推進

*生涯スポーツ関連事務は市長部局所管事務となります。